

○金融庁告示第 号
農林水産省

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）
農林水産省 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）

農林中央金庫法施行規則第百十二条第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況等について
農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項を次のように定める。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 細溝 清史

農林水産大臣 西川 公也

農林中央金庫法施行規則第百十二条第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況等
について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 算入可能適格流動資産の合計額 農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六

年金融庁告示第十六号。以下「農林中央金庫流動性カバレッジ比率告示」という。）第三条第一項
農林水産省

に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。

二 日次平均の値 別紙様式第一号及び第二号に記載する項目について、四半期の最初の営業日から最終の営業日までの間の各営業日における値の合計を当該期間の営業日の数で除した値をいう。

（単体流動性カバレッジ比率を算出する農林中央金庫における事業年度の開示事項）

第二条 規則第一百二十二条第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項は、単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。

2 前項の「単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率（農林中央金庫流動性カバレッジ比率告示第八条に定める単体流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

3 第一項の「単体流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、農林中央金庫のリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三 その他流動性リスク管理に関する事項

(連結流動性カバレッジ比率を算出する農林中央金庫における連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第百十三条第三号ニに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。)に係る説明書類に記載すべき事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理

に係る開示事項とする。

2 前項の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率（農林中央金庫流動性カバレッジ比率告示第二条に定める連結流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

3 第一項の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、農林中央金庫のリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 流動性に係るリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

二 流動性に係るリスク管理上の指標に関する事項

三 その他流動性リスク管理に関する事項

（農林中央金庫における半期の開示事項）

第四条 規則第百十六条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項（半期（四月から九月までの半期をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

二 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

2 第二条第二項の規定は、前項第一号の単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項について適用する。

3 前条第二項の規定は、第一項第二号の連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項について適用する。

（農林中央金庫における四半期の開示事項）

第五条 規則第百十六条第二項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

二 連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年六月三十日（以下「適用日」という。）から適用する。

(日次平均の値に係る経過措置)

第二条 第五条第二項の規定の適用については、同項中「日次平均の値」とあるのは、適用日から平成二十八年十二月三十一日までの間は、「月次平均の値」とすることができ。

2 前項の「月次平均の値」とは、四半期の各月の末日又は最終の営業日（当該末日を除く。）における値

の合計を三で除して得た値をいう。

(開示対象期間に係る経過措置)

第三条 第四条の規定は、適用日前に終了した半期に係る事項に定めるものについては、適用しない。